

## 新潟市子どもの権利推進計画（仮称）の策定について

## 1 根拠規定

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）（以下、「推進計画」という。）は、次の規定に基づき策定することとなります。

《新潟市子ども条例（抜粋）》

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

## 2 推進計画に盛り込む事項・留意事項

- 子ども条例の普及・啓発に係る取組の方向性
- 組織横断的な子どもの権利保障推進の方向性
- 子どもの意見表明権の確保及び社会参画に係る取組の方向性
- 子どもの権利侵害に対する相談・権利擁護体制整備の方向性
- 子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とした「新・すこやか未来アクションプラン」をはじめとした既存の計画との整合性を図る

## 3 策定スケジュール（予定）

令和4年7月28日	第1回委員会:推進計画策定について諮問
8月～	事務局にて推進計画骨子(案)策定⇒意見集約
10月下旬	第2回委員会:推進計画(素案)について審議
11月末	第3回委員会:推進計画(素案)について審議・答申
12月～	推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施
令和5年1月下旬	第4回委員会:推進計画(案)に係る意見集約等
3月	推進計画(完成版)公表

※上記スケジュール記載事項のほか、必要に応じ書面等での調整を図る可能性があります